



がい らい せい ぶつ 外来生物 Q&A

Q : がいらいせいぶつ か
外来生物は飼ってもいいの？

A : がいらいせいぶつ か
外来生物を飼うことはできます。飼う時は責任をもって最期まで飼いま
しょう！生きものを絶対にに逃がしたり捨てたりしてはいけません。
また、とくてい がいらい せい ぶつ かんきょう えいきょう おお せい ぶつ してい
また、特定外来生物（環境への影響が大きい生物）に指定されたものは、
か ひと う も はこ ほうりつ きん し
「飼う」、「人にあげる」、「売る」、「持ち運ぶ」ことなどが法律で禁止され、
ばつ そく ばっせん さだ
罰則や罰金が定められています。

Q : がいらいせいぶつ み
外来生物を見つけたら…？

A : がいらいせいぶつ き けん
外来生物がいることで危険がある場合や被害が心配な場合は、その場所
も ゆし けいさつ ぎょうせい き かん そうだん
の持ち主や警察、行政機関に相談してください。



がい らい せい ぶつ しら
外来生物を調べよう

かんきょうしょう にほん がいらいしゅたいさく
環境省ホームページ「日本の外来種対策」

<https://www.env.go.jp/nature/intro/index.html>



しず おか し し ぜん い しら
静岡市の自然や生きものを調べよう

しずおかみんなのしぜんたんけんてちょう

しぜんたんけんてちょう

けん さく
検索



い
生きものって
おもしろいね！

ボクたちのこと
もっと知ってね！

はつ こう しず おか し かんきょうきょく
発行：静岡市環境局

改訂版 2024.3

どこから来たの？

がい らい せい ぶつ
～外来生物ってなあに？～



え い
この絵の生きものは
どこから来たか
わかるかな？

つぎ
こたえは次のページ



しず おか し
静岡市

はじめに

皆さんは「生きもの」というと、何を思い浮かべますか？たとえば、足もとのアリ、近くの池のコイ、動物園のゾウ…。では、この生きものたちはいつ、どこから来たのか知っていますか？「ずっと前からいたよ」、「最近来たのかな」、「前にはいたけど今は見ないね」…まわりの「生きもの」について調べてみましょう！

この本のアナタの役割



エコうさちゃん

自然や環境の大切さを教えてくれるエコをかせ。



らいとくん

虫や魚が好きな男の子。近所の池や公園でよく遊ぶよ！

表紙のこたえ

全部外国からやって来ました！



ある日、らいとくんと

エコうさちゃんは、
近くの池へ遊びに
行きました。

エコうさちゃん
見て!!
こガメがいるよ!

小さくて
おとなしそうで
かわいいな～

つかまえて
家で飼うぞー!

ちょっと
待ったあ!

らいとくん!
このカメのことを
どのくらい
知ってるの?

「名前」は…?
「どこから」…?
「食べ物」は…?

つかまえる前に
生きものたちのことを
調べてみようよ!

生きものがいる？

くろじ い ざいらいせいぶつ
黒字の生きもの…在来生物
 あかじ い がいらいせいぶつ
赤字の生きもの…外来生物
 とくていがいらいせいぶつ
★は特定外来生物
 せつめい
 (説明は8～10ページ)



バランスばしやうのとれた場所ばしやうに新しい生きあらたものが入はいると、食べ物たもの、すむ場所ばしやうなどの争あらそいが起おきて、バランばしやうスがくずれてしましまいます。

見たことある？ 似ているけど



ミシシッピ アカミミガメ



アメリカ合衆国

甲長:約28cm 場所:川、池

子ガメはミドリガメと呼ばれることもあるよ。約40年も生きるんだ! 天気の良い日は日光浴をしているよ。



目の横に
赤いライン



ニホンイシガメ

日本

甲長:約22cm 場所:川、池

昔から日本にいるカメ。
しっぽが長くて、甲羅の後ろ側がギザギザしているよ。



カダヤシ



アメリカ合衆国

全長:約5cm 場所:川、池

蚊の幼虫のボウフラを食べしてくれることから、「カダヤシ」と名前がついたよ。食欲がとてもあって、他の魚の卵や稚魚も食べてしまうんだ。



お
尾びれが
まる
丸っこい



ミナミメダカ

日本

全長:約5cm 場所:川、池、田んぼ

昔から日本にいる魚で、体に対して目が大きいよ。カダヤシと食べ物やすむ場所が似ているから、競争に負けて数が減っているんだ。



お
尾びれが
かく
角ばっている

ちがうよ



は、特定外来生物(説明は10ページ)



ウシガエル

カナダ

アメリカ合衆国

体長:約20cm 場所:池、沼

体が大きくて頑丈。もともとは食用として持ち込まれたよ。昆虫やザリガニも食べてしまうから、他の生きものが減ってしまうんだ。



「ヴォー」と
牛のように鳴く



トノサマガエル

日本

体長:4~9cm 場所:川、田んぼ

オスは緑っぽくてメスは茶色だよ。背中に明るい色の線があって、暗っぽい模様があるのが特徴。数がとても減っているよ。



ヨーロッパ

セイヨウタンポポ



春から秋にかけて黄色い花を咲かせるよ。花粉を使わずに種を作ることができるから、どんどん数が増えてしまうんだ。

そ
かえ
反り返っている



トウカイタンポポ

日本



春だけ花を咲かせるよ。日本では地域によって、タンポポの種類が違ふんだ。関東地方ではカントウタンポポ、関西ではカンサイタンポポが生えていて、それぞれ特徴があるよ。

そ
かえ
反り返っていない

「外来生物」ってなに？

外来生物とは人間活動によって移動された生き物のことです。日本の野外で制御できていない外来生物は2000種以上で、その数は増え続けています。

？ どうやって来たの？

1 知らないうちに荷物や人と一緒に来てしまったもの

荷物を運ぶコンテナや、旅行をする人の服やバッグに付いて、いつの間にか運ばれてきてしまいました。



ヒアリ



アレチウリ



2 人が目的を持って運び込んだもの

人が飼う、食べる、他の生きものを退治する、毛皮を取るなどの目的をもって運び込みました。



「在来生物」とは…

その地域にもともとすんでいる生きものを「在来生物」といいます。たとえば、キジは日本の在来生物です。

オーストラリアにすむコアラは、オーストラリアの在来生物ですが、日本に連れてくるとオーストラリアから来た外来生物になります。



ペットにいやされる



動物園で外国の動物たちに会える



害虫を退治する



お店ではおいしい南の国のフルーツや野菜を買うことができる



がいらいせいぶつ
外来生物って
こんなに
身近なんだね！

でもね…



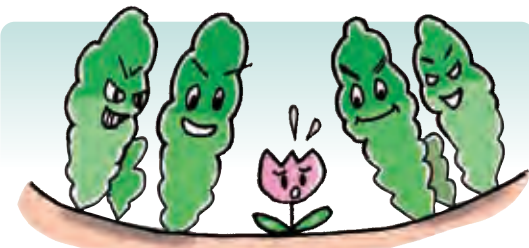
いま、こんなことが起きている!

1 動物や植物への影響

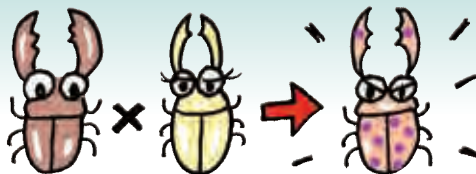
外来生物と在来生物が同じ場所にいることで、それまでの環境が変わり、在来生物の数が減ったりいなくなったりしてしまいます。



在来生物を食べる



すむ場所や食べ物をうばい合う



在来生物と交雑する

↓
別の生きものができて、
在来生物が減る
原因となります



2 農業や漁業への影響

すみかや食べ物のために畑、果樹園、漁場などに入って荒らしてしまい、農業や漁業に被害がでます。



農作物を食べる



漁場を荒らす

3 人への影響

毒を持っていたり、するどい口でかみついたりする危険な外来生物もあります。また、今までいなかった生きものが、新しい病気をもち込むおそれもあります。



セアカゴケグモ

毒を持っている



カミツキガメ

かむ・刺す



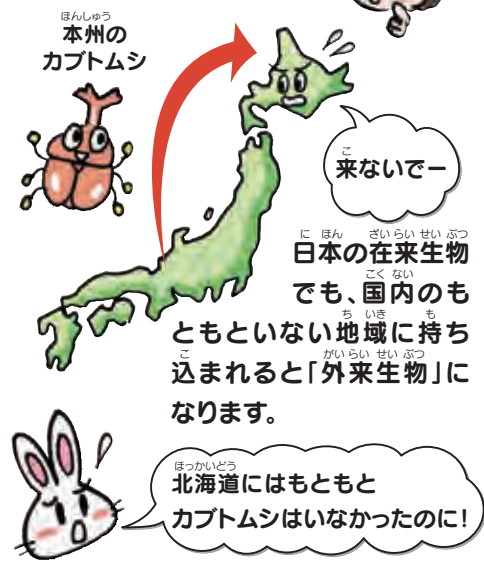
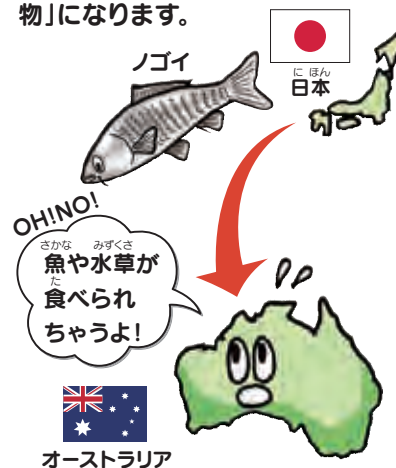
新しい病気をもち込む

正しい情報を
知ること、
心配しすぎや
危険を減らせるよ!



コラム 日本の生きものも「外来生物」になるの? ?

日本の在来生物が外国に持ち込まれれば、その国にとっては「外来生物」になります。



ほっといたらどうなるの？



ひと がいらい せい ぶつ かん り
人が外来生物を管理しなかったら
どうなるか想像してみよう

みんなでちゃんと
かんり管理していた
はずなのに~!

そう　そう　ず
想像図



たいへん
大変だ！

でもね、これは
がい らい せい ぶつ
 外来生物のせいでは
 ないんだよ。
ひと さい こ
 人がちゃんと最期まで
せ わ たい せつ
 世話することが大切なの



いま わたし
今、私たちにできること

**い
入れない!**

がいらい せいぶつ も こ
外来生物をむやみに持ち込んではいけません

ほん にん む い しき かいがいりょう こう い
人。本人は無意識でも、海外旅行に行ったとき

くつ しよくぶつ つ
に、靴やカバンに植物のタネが付いているこ

ちゅうい ひつよう
ともあるので、注意が必要です。



す
捨てない!

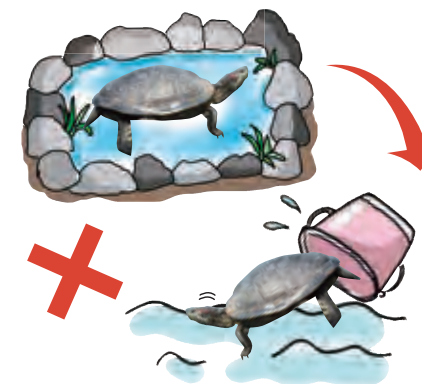
か い せき にん さい こ
 飼っている生きものは、責任をもって最期まで
 お世話をしましょう。絶対に逃がしたり、捨て
 たりしてはいけません!



ひろ
拡げない!

がいらい せい ぶつ ば しよ ほか
外来生物をもともとした場所から他の
場所へ運んで放してはいけません。

がいらい せい ぶつ ば しよ ち
外来生物がいろいろな場所で増えると、
まえ ざいらい せい ぶつ た
前からいた在来生物が食べられたり、
ば しよ うば ざいらい せい ぶつ
すむ場所を奪われたりして、在来生物
がいなくなる原因となります。





もっと知りたい人へ 「生きもの」のためのきまり

○外来生物法

特定外来生物の飼養、栽培、保管、運搬、輸入等について必要な規制を行うとともに、野外等の特定外来生物の防除を行うことにより、人の生命や身体の保護、生態系や農林水産業に係る被害の防止を図ることを目的としています。

○鳥獣保護管理法

生物の多様性の確保、生活環境の保全又は農林水産業の健全な発展を図るために、野生の鳥類とほ乳類の生息数を適正な水準とし、生息地を適正な範囲とするために必要な保護や捕獲などについて定めています。野生鳥獣の捕獲、飼養、販売、狩猟等はこの法律に基づいています。

○動物愛護管理法

「動物の愛護」を目的とした動物の虐待や遺棄の防止、動物の適正な取扱い、動物の健康や安全の保持と、「動物の管理」を目的とした動物による危害の防止、生活環境保全上の支障の防止、人への迷惑の防止を定め、人と動物のよりよい関係をめざしています。

○静岡県内水面漁業調整規則

川や湖(内水面)における貴重な水産資源を守るため、動植物の採捕期間や区域、大きさ、採捕に使用する漁具・漁法の制限・禁止規定が定められています。静岡県内の公共用水面すべてに適用されます。

監修：加藤英明(静岡大学教育学部)
写真協力：NPO法人静岡県自然史博物館ネットワーク
東海大学海洋学部 秋山信彦
ふじのくに地球環境史ミュージアム
イラスト・編集：赤池キョウコ